

申 入 書

2014年3月31日

〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階
事務局 公益財団法人日本動物愛護協会内
緊急災害時動物救援本部 御 中

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館
環 境 省
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 御 中

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
植田法律事務所
THEペット法塾代表
弁護士 植 田 勝 博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

申入の趣旨

第1 緊急災害時動物救援本部への申入の趣旨

東北大震災の被災動物について、緊急災害時動物救援本部に対して、下記の通り、被災動物の救済等の措置を求め、申し入れを致します。

- 一 現地を確認調査をし、現場の被災動物の存在を把握し、現実に現場で被災動物を救援する人達の実態を把握して、その動物の救済と救援に当たっている人を支援することを求めます。
- 二 被災動物の救済は、動物愛護法第6条2項三号の動物愛護管理推進計画の一つであり、救援本部は、現場の被災動物の実態と救援者の調査により、被災動物の救援の問題点を明らかにすること、これに基づいて、被災動物の適正な飼養と保管を図るための施策についての提案がなされることを求めます。

第2 環境省への申入の趣旨

環境省に対して、大震災の被災動物の救済と、今後の動物愛護法に基づく、被災動物の保護のあり方についてその申し入れを致します。

- 一 被災動物の救済と、被災動物を救援する人達の支援をすることを求めます。
- 二 被災動物の救済は、動物愛護法第6条2項三号の動物愛護管理推進計画の一つであり、救援本部は、現場の被災動物の実態と救援者の調査により、被災動物の救援の問題点を明らかにし、これに基づいて、「被災動物の適正な飼養と保管を図るための施策」について、その策定とその報告がなされることを求めます。

申入の理由

当団体は、動物愛護法等の研究と、現場の動物に関する問題について、法的な問題点を解析して、動物愛護法などに基づく、社会システムや法整備の提言ないし運用の改善を求める社会活動を行っております。従前、当団体へ被災動物の現状とその救済がされていない現場の状況の問題提起を受けてきた経緯から、次の申し入れを致します。

第1 緊急災害時動物救援本部への申入の理由

1 緊急災害時動物救援本部の義捐金（寄付金）とその執行の問題

緊急災害時動物救援本部（以下「救援本部」と言う）は、東北大震災の被災動物の救済のために全国から義捐金を集めて、被災動物の救済のために活動をされています。

同基金は、阪神大震災の義捐金残約8,000万円の引継ぎを受け、東北大震災の義捐金を合わせて約7億円の基金で、被災動物の救援活動をされていると聞き及びます。平成25年8月28日付毎日新聞によると、阪神大震災の引継金8,000万円の内3,000万円が投資信託に回されて、平成25年3月末に、2,180万円に減損し、約820万円の損害を発生したとの報道がされています。

人から一定の目的のために預託された金員を投資に回すことは横領的处理で、

社会の公的付託を受けた団体の処理としては不適切且つ不当であります。

また、救援本部は、従前、第3次までの救援をもって、救援は打ち切り、約2億円の義捐金の残金は、将来の被災動物の救援のために保管するとの方針が出されたと聞き及びますが、寄付者は「被災動物の口に餌を与えて欲しい」との思いであり、その付託を受けて寄付金の業務を担ったのは救援本部です。被災動物の口に餌を与えないで、これを保管することは、その付託を受けた人達に対する背任的行為とも言えます。

2 寄付金の提供先等の問題

(1) 寄付金提供先の問題

現場に多くの被災動物がおり、現場で手弁当で活動する多数人達に寄付金が提供されていません。

現在、被災現場には、被災動物がおり、救援本部からの支援を受けずにボランティアで救援に当たっている多くの人達があります。これらの皆様は、従来、義捐金申請の書類作成の作業の方法が分からず、動物救援のために時間がなく手続きができずにあること、義捐金を申請するには行政との連携が前提とされて、自治体の同意書が必要とされることなどの壁があります。現場の動物救済を自己負担で取組み、義捐金とは縁遠い状況にあります。

即ち、現場の動物よりも、要領よく手続きに回った者、行政と関係を持つことを得意とする団体が多額の義捐金を受け、手続きが完了すると現場を引き上げるという構図が認められます。現場の被災動物と救援者らは放置されています。

震災直後、自宅で避難所の被災者の猫たちを預かっていたが、フードの支援は一切なかった人達、医療費も被災者が手弁当で支払っていた人達がいたとの報告があります。

(2) 被災動物の発生原因と問題

飼主は、避難をしたり、経済的に飼養ができない事態に至ったり、野良猫などのほか、飼養者がいない被災動物が発生しました。

多くの避難者が、仮設住宅への入居の際に、被災者と被災動物を半強制的に引き離す措置が取られて、被災動物を多量に発生させたとされています。家族同様

の犬猫を失うとの悲劇を多数発生させました。

(3) 動物愛護活動の問題

全国の動物愛護団体が被災地に行き、被災動物を救済する活動に入りそれ自体は評価されるものの、愛護団体の一部の人達が繋がれていた犬などの動物を勝手に持ち去ったとの事例や、団体の義捐金取得や寄付金集めに利用されたとの点も指摘されています。

(4) 牛、豚、馬などの家畜等が救済の対象外とされたこと。

現場の被災動物は、犬猫の他、牛馬などの家畜等の被災動物の状況がテレビなどで放映されました。全国の寄付者はテレビなどで被災動物の悲惨な状況から、被災動物の命を救って欲しいとの思いから提供されました。「命を救う」即ち、直接的には「動物の口に餌を与えてほしい」との思いの寄付です。飼い犬猫だけではなく、野良犬猫、犬猫以外の牛や馬などを含めた被災動物のためです。

ところが、牛を保護した人は義捐金交付の対象外とされました。

(5) 寄付金の使途についての問題

救援本部ないし行政の従来 of 支援金の使途が、直接動物などのためではなく、動物以外の収容施設や容量の少ないシェルターの建築費などに高額に使われて、事業者や行政のために使われて、現場の動物へは使われていないとの問題が指摘されています。

その内容が明らかにされることを求められています。

3 救援本部は平成26年3月7日に「東日本大震災に関する今後の救護活動の進め方」について、被災動物の支援が未だ必要であり、被災飼い主とペットに対する支援の必要（活動の総括）を図るため、「東日本大震災被災ペット救護基金の管理及び執行要綱」を発表しました。

これによると、「東日本大震災被災ペット救護基金」（1条）として、救援本部に寄せられた義援金（平成26年2月末日時点での残額のすべて）をもって充てる（第3条）ものとする。「被災ペット」とは、環境省が作成した「災害時動物救護本部設置要綱の例」に基づき、犬・猫等の家庭動物で、「被災者が飼養する動物」と「被災者が飼養する被災により逸走・放浪している犬・猫等」（4条）

の家庭動物とします。

しかし、「被災ペット救護基金の管理及び執行要綱」には次の問題があります。

(1) 被災者の飼養、ないし、飼養していて逸走・放浪している犬・猫等の動物に限定し、被災者の飼養していない犬・猫等を除外することは、寄付者の意思に反し、法律制度に反しています。

(2) 「被災ペット」に限定し、牛馬などの家畜等が救済の対象外とされることは、寄付者の意思に反し、法律制度に反しています。

4 上記、問題や意見を踏まえて、救援本部に対して次の点を求め、申入の趣旨の申し入れを致します。

(1) 被災動物は、被災者の飼養（していた）の有無に拘わらず、救済すること、可能なかぎり、犬猫等の家庭動物だけではなく、牛や豚等の産業動物についても、できるだけ生存の機会を与えるよう救援することを求めます。

(2) 現地を確認し、現場の被災動物と救援者の状況（場所、数、救援者の氏名など）を把握して、被災動物と救援者を支援をすることを求めます。

(3) 寄付金の使途の開示を求めます。

(4) 救援本部は、救援の現場とその問題を調査し、これをまとめて、その問題を指摘し、東日本大震災の被災動物の救援の記録と、これに基づく被災動物の救済のあり方の提案ないし設計の策定をされることを求めます。

第2 環境省への申入の理由

1 動物愛護法と被災動物

動物愛護法第5条において、「環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定める」ものとし、「動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的事項を定める」。そして同法第6条において、「都道府県は、基本指針に即して動物愛護管理推進計画を定める」ものとし、計画には同条2項三号「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を定めるものとされます。

また、同法付帯決議10項において、「東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛

護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、やむをえない場合を除いて殺処分を行わないよう努めること」とされています。

動物愛護推進員の被災動物救済の協力義務として、「動物愛護推進員の活動として、災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする」と規定されています（38条2項5号）。その基本は、被災動物の保護をすることに尽きます。

- 2 環境省は、救援本部が適切に被災動物の救援が為されるように助力、支援をされてきたところ、上記救援本部が寄付者の寄付の意志に従って寄付金が被災動物の口に入るような助力、支援が求められます。
- 3 環境省は、動物愛護法の被災動物に関する上記法律ないし付帯決議の規定に従って、次の措置を求め、申入の趣旨の申し入れを致します。
 - (1) 被災動物は、被災者の飼養（していた）の有無に拘わらず、救済すること、可能なかぎり、犬猫等の家庭動物だけではなく、牛や豚等の産業動物についても、できるだけ生存の機会を与えるよう救援することを求めます（同法付帯決議10項）。
 - (2) 現地を確認し、現場の被災動物と救援者の状況（場所、数、救援者の氏名など）を把握して、被災動物と救援者を支援をすることを求めます。
 - (3) 環境省は、被災現場の動物とその支援者を調査し、これをまとめて、その問題を指摘し、東日本大震災の被災動物の救援の記録と、これに基づく被災動物の救済のあり方について、動物愛護管理推進計画の策定（法5条）のために、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策の基本指針を定めることを求めます（法6条2項三号）。

地域防災計画にも、これを明記するよう都道府県に働きかけることを求めます。